

平成24年9月13日

各 位

会 社 名 株式会社シャルレ
代 表 者 名 代表取締役社長 奥平 和良
(コード番号 9885 大証第二部)
問 合 せ 先 法 務 室 長 原 豊
T E L (078) 792-7419

当社に対する訴訟の上告審判決に関するお知らせ

当社および当社元取締役5名を被控訴人とする訴訟の上告審に関しまして、平成24年9月11日付にて、最高裁判所より、当社株主1名の上告を棄却する当社全面勝訴の判決が言い渡されましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社および当社元取締役5名は、当社株主および元株主合計25名（原告ら）から平成20年9月22日に開始された当社普通株式への公開買付けに対する当社取締役会の賛同意見表明の開示内容等を原因として株価の下落という損害が生じた旨を主張され、合計337,061,489円およびそれに対する遅延損害金の支払いを求める内容の損害賠償請求訴訟について提起がなされましたが、平成23年7月7日付「訴訟の第一審判決に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、東京地方裁判所より、原告らの当社に対する請求を全て棄却する当社全面勝訴の判決が言い渡されました。

その後、原告らは、当該判決を不服として東京高等裁判所に控訴しておりましたが、平成23年12月21日付「訴訟の控訴審判決に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同裁判所より、原告らの控訴を棄却する当社全面勝訴の判決が平成23年12月21日に言い渡されました。

さらに、その後、原告らのうち、当社株主1名が当該判決を不服として平成24年1月5日付で最高裁判所に上告を行っていたものであります。

2. 上告した者

上告人（原告）：当社株主1名

3. 判決の内容

第一審および第二審と同様に当社の主張を全面的に認め、上告人の上告を棄却し、当社の全面勝訴とするものです。

判決主文は、以下のとおりです。

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用および申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

以 上